

○総務省令第九十八号

地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百八十九号）の施行に伴い、科学技術研究調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月一日

総務大臣 村上誠一郎

科学技術研究調査規則の一部を改正する省令

科学技術研究調査規則（昭和五十六年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(調査の対象)</p> <p>第四条 科学技術研究調査は、次の各号に掲げるもの(以下「調査組織体」という。)について行う。</p> <p>「一 略」</p> <p>二 次のイからホまでに掲げる法人が出資するそれぞれ当該イからホまでに定める活動又は事業を実施する会社</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人 地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)第四条第二項第二号の事業</p> <p>「ニ・ホ 略」</p> <p>「三〇七 略」</p>	<p>(調査の対象)</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>「一 同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人 地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)第四条第二号の事業</p> <p>「ニ・ホ 同上」</p> <p>「三〇七 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。